

注意事項

- 1 農地転用の届出は、農地法の規定に基づき行われる（所有者が同法に定められた義務を履行する）ものです。

不動産登記に係る土地の所有者の変更のために行われるものではありませんので、御留意ください。

- 2 農地転用の手続を行わずに農地以外のもの（例：駐車場）となっている土地については、農地法第4条に基づく届出としてください。

- 3 過去に農地転用の手続が行われている土地の場合、登記地目が田又は畑であることを理由とした市街化区域内の農地転用の届出については、受理することができません。

～不動産登記に必要な期間等を念頭に置いた

余裕のある手続の実施をお願いします～

※ 2に該当する場合は、届出書に農地以外のものとなった経過等を示す書面（①いつ、②どのような経過を経て、③どのようなもの（農地以外）となったか、及び④手続が行われていない理由等が記載されたもので、届出者の署名又は押印のあるもの。任意様式）を添付してください。

また、所有権の移転等を受ける者が農地以外のものとするものではありませんので、原則として農地法第5条に基づく届出は受理しません。

市街化区域内の農地転用の届出必要書類の御案内及びチェックリスト

- ◎ 農地法第4条第1項第7号の届出・・・権利移動を伴わない農地転用
 ◎ 農地法第5条第1項第6号の届出・・・権利移動を伴う農地転用

必 要 書 類		内 容 ・ 諸 注 意 事 項 等
必 須	① 届出書	※法人は、法人の代表者印を押印してください。
	② 土地登記簿謄本 (全部事項証明書)	法務局から交付された3か月以内の <u>原本</u> を添付してください。 ※インターネットから印刷したものは不可 ※分筆を必要とする場合は、分筆後のもの。
	③ 公図の写し	・ 転用区域を明示（赤色で囲む等）してください。 ・ 法務局から交付された3か月以内のものを添付してください。 ※ コピー又は法務局からのダウンロードでも可。
	④ 案内図	・ 地図等により転用を届け出る農地の位置を示してください。 ・ 位置を明示（赤色で囲む等）してください。
	⑤ 土地利用計画	転用計画を示した土地利用計画図（計画平面図）等の図面を原則として添付してください。
右 の 場 合 に 添 付	⑥ 委任状	当事者が農業委員会へ提出できない場合。
	⑦ 仮換地証明及び 仮換地図	土地区画整理事業地内の土地の場合。
	⑧ 譲渡人の住民票	譲渡人の住所が、登記簿に記載の住所と異なる場合。

※ 土地区画整理事業施行区域内（換地処分前）で、登記所から農地法第5条第1項第6号の届出に係る受理通知を求められた場合は、担当まで御相談ください。

		確認欄
現況が農地である		☐
上記必要書類がすべて整っている		☐
生前一括贈与・相続税納税猶予・農業者年金経営移譲の適用、生産緑地の指定を受けていない		☐
相模川西部土地改良区域内ではない		☐
(会社名及び) 提出者氏名		連絡先

※受理書は、届出内容等を審査し、後日窓口にて交付します。

伊勢原市農業委員会事務局 TEL 0463-74-5293（直通）